

令和7年 第6回臨時会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

11月28日 開会

美 瑛 町 議 会

# 議 事 日 程

令和 7 年 第 6 回 美 瑛 町 議 会 臨 時 会

令和 7 年 1 1 月 2 8 日 午 前 9 時 3 0 分 開 会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について（議会運営委員会審査報告）
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 （議案第 1 号） 美瑛町東部地区コミュニティ施設条例の制定について  
(総務文教常任委員会審査報告)
- 第 5 （認定第 1 号） 令和 6 年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 6 （認定第 2 号） 令和 6 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 7 （認定第 3 号） 令和 6 年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 8 （認定第 4 号） 令和 6 年度美瑛町水道事業会計決算の認定について  
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 9 （認定第 5 号） 令和 6 年度美瑛町公共下水道事業会計決算の認定について  
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 0 （認定第 6 号） 令和 6 年度美瑛町水力発電事業会計決算の認定について  
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 1 （認定第 7 号） 令和 6 年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について  
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 2 議案第 1 号 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 1 3 議案第 2 号 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 1 4 議案第 3 号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 1 5 発議第 1 号 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 1 6 議案第 4 号 令和 7 年度美瑛町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 7 議案第 5 号 令和 7 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 8 議案第 6 号 令和 7 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 第 1 9 議案第 7 号 令和 7 年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 0 議案第 8 号 令和 7 年度美瑛町水力発電事業会計補正予算（第 1 号）について

- 第 2 1 報告第 1 号 専決処分について
- 第 2 2 報告第 2 号 専決処分について
- 第 2 3 報告第 3 号 専決処分について
- 第 2 4 報告第 4 号 専決処分について
- 第 2 5 報告第 5 号 専決処分について

○出席議員（13名）

1番	武田信玄	議員
2番	桑谷覺	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	興栢勝也	議員
5番	保田仁	議員
6番	青田知史	議員
7番	白石久代	議員
8番	坂田昌則	議員
10番	八木幹男	議員
11番	谷本憲一	議員
12番	山本賢一	議員
13番	高田紀子	議員
議長	14番 野村祐司	議員

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	角	和	浩	幸	君										
副	町	長	吉	川	智	巳	君									
会	計	管	理	者	今	野	聖	貴	君							
総	務	課	長	新	村		猛	君								
行	財	政	改	革	推	進	室	長	竹	本	匡	志	君			
ま	ち	づ	く	り	推	進	課	長	高	島	和	浩	君			
地	域	み	ら	い	創	造	室	長	谷	口	雄	二	君			
税	務	課	長	岩	佐	和	男	君								
収	納	対	策	室	長	山	上	修	司	君						
住	民	生	活	課	長	庄	司	篤	史	君						
保	健	福	祉	課	長	鎌	田	静	香	君						
地	域	包	括	支	援	セ	ン	タ	ー	所	長	藤	本	浩	彰	君
子	ど	も	・	子	育	て	支	援	室	長	江	花		一	君	
商	工	観	光	交	流	課	長	赤	間	昭	己	君				
文	化	ス	ポ	ー	ツ	課	長	才	川	健	一	君				
ジ	オ	パ	ー	ク	推	進	室	長	長	野	克	哉	君			
農	林	課	長	平	間	克	哉	君								
建	設	水	道	課	長	今	瀧		毅	君						
水	道	整	備	室	長	石	崎	智	大	君						
町	立	病	院	事	務	局	長	才	川	育	世	君				
総	務	課	課	長	補	佐	柴	田	崇	史	君					
総	務	課	課	長	補	佐	餌	取		良	君					
教	育	課	長	鈴	木		薫	君								
管	理	課	長	兼	図	書	館	長	鈴	木		誠	君			
農	業	委	員	会	会	長	只	野		透	君					
農	業	委	員	会	事	務	局	長	観	音	太	郎	君			
代	表	監	査	委	員	菅		範		之	君					

○書記

事務局長 梶原 祐治 君  
係長 藤原 元貴 君

---

開会挨拶

---

○議長（野村祐司議員） おはようございます。令和7年第6回臨時会会議に当たり、ご挨拶を申し上げます。

師走を間近に控えてまいりました。慌ただしいこの頃となりましたが、よろしくまたお願いをしたいと思っております。本日の臨時会につきましては8件の議案報告事業等であります。よろしくご審議のほどお願いする次第でございます。なお発言は、会議規則第54条に従い、全て簡明に行うこととし、議長の許可を得る。こういう基本事項でありますのでよろしくお願いいたします。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、会議の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

---

開会及び開議宣告

---

○議長（野村祐司議員） ただいまから令和7年第6回美瑛町議会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13人です。

---

美瑛町町民憲章の朗唱

---

○議長（野村祐司議員） これから、これから美瑛町町民憲章の朗唱を行います。ご起立をお願いいたします。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

---

招集挨拶

---

○議長（野村祐司議員） 角和町長から本臨時会招集の挨拶があります。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 皆さまおはようございます。令和7年第6回美瑛町議会臨時会に皆さまのご出席で開催を頂きまして誠にありがとうございます。また日頃より、大所高所から行政に

対しましてご指導頂いておりますことに重ねて感謝を申し上げます。

今年は冬が例年より早く到来しているのかなというような中、また、議長のお話ございました。師走直前の大変慌ただしい中、ご参加を賜りましてありがとうございます。本臨時会にご提案申し上げますのは、議案8件、報告5件でございます。いずれも重要な案件でございます。慎重なるご審議を賜り、お認め頂きますようお願いを申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。何とぞよろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

---

- 議長（野村祐司議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則126条の規定によって、1番武田信玄議員と11番谷本憲一議員を指名いたします。

---

#### 諸般の報告

---

- 議長（野村祐司議員） これから諸般の報告を行います。

- 事務局長（梶原祐治君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

以上です。

- 議長（野村祐司議員） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第2 議会運営について

---

- 議長（野村祐司議員） 日程第2、臨時会の議会運営について、保田仁議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

5番、保田議員。

（議会運営委員会委員長 保田 仁君 登壇）

- 議会運営委員長（保田 仁議員）

（報告書の朗読を省略する）

以上報告をいたします。よろしくお願ひをいたします。

- 議長（野村祐司議員） これで議会運営についての報告を終わります。

---

日程第3 会期の決定について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日に決定したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。本日の議事日程は議会運営委員会の報告のとおりであります。

---

行政報告

---

○議長（野村祐司議員） 角和町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 行政報告を申し上げます。資料をお手元に配布済みのことと存じますので、ご高覧のほどお願いを申し上げます。10件につきましてご報告をいたします。

まず1件目は、学校給食への食材の寄贈についてでございます。レストラン歩人、岡孝圭様からソーセージ約500食分。また、美瑛町農業協同組合代表理事組合長、江花秀一様から、美瑛米ななつぼし10キロが300袋、ゆめちからパンが約900食分を賜ったところでございます。いずれも食育の推進に活用させていただきます。誠にありがとうございました。

2点目につきましては、寄附の受領について4件ございました。まず1件目と2件目でございますけれども、藤岡葉子様、字朗根内厚生。藤岡敏様、字朗根内。いずれも東部地区のコミュニティ施設に係る地域の公益的な活動にということで、ご寄贈、土地のご寄附を頂いたところでございます。いずれも地域の有益な活動のためとして活用させていただきたいと存じます。誠にありがとうございました。また、日産自動車株式会社様からは、森林の保全にということで100万円、字新区画向上の嵯城幸子様からは、トウキビ人形作品集、丘の妖精たち、13冊をご寄贈頂いたところでございます。丘の妖精たち13冊につきましては、図書館ですとか、小中学校に配布をいたしまして、美瑛の多くの町民の方、また、子どもたちにも親しんで頂きたいと思っております。誠にありがとうございました。

以下の7点につきましては、大会ですとかイベントの報告についてでございます。第1回丘のまちびえいファンライドの開催について、第15回日本ジオパーク全国大会十勝岳大会の開催について、美瑛でハロウィンの開催について、第37回星空の街・あおぞらの街全国大会 in

美瑛町の開催につきましては、記載のとおり行わせていただいたところでございますし、また、開催に当たりましては、大変多くの皆さまのご協力ご支援を賜ったところでございます。無事に開催できましたことを心から御礼を申し上げます。7点目の日本ジオパーク再認定審査、現地調査の実施につきましては、記載のとおり行っていただきまして、今、結果を待っている段階でございます。美瑛中学校開校50周年記念式典の開催について、ふるさと会東京美瑛会総会懇親会の開催につきましては、記載のとおり、多くのご参加のもとでともに開催をさせていただいたところでございます。開催に当たりましてお力を頂きまして皆さまに心から感謝を申し上げます。

10点目の公用車の事故についてでございます。2件ございまして、1件目、11月7日午後4時頃、町道沼崎藤井線で、ショベル車によりまして倒木処理中に、はね返ってきた枝によりフロントサイドガラスを破損した件でございます。もう1点目が、11月12日、町道寿公園町道1番線で、除雪作業中に、後方後退時に、ショベル後方部分が接触いたしまして、NTT柱とショベル車の後方確認をミラーを破損したところでございます。このNTT柱の事故につきまして通信障害等は発生はしてございません。2件ともこの事故の対応につきましては車両保険にて対応したところでございますけれども、2回相次いだということでございます。重く受け止めてございまして、再発防止を徹底していくことに努めてまいりたいと存じます。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（野村祐司議員） これで行政報告を終わります。

ここで鈴木薫教育長が教育長に就任して、本臨時会が初めての議会であります。鈴木教育長から就任に当たっての挨拶の申出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

鈴木教育長。

（教育長 鈴木 薫君 登壇）

○教育長（鈴木 薫君） おはようございます。9月の定例議会におきましてご承認を頂き、10月1日に教育長を拝命してから約2か月がたちました。この2か月間は、町内外の行事や研修会、あるいは挨拶回りなど、仕事に追われる毎日が続いております。

先日初めて予算の策定に関わりました。管理課所管だけで200頁以上、厚さは2センチ近くありました。一つ一つ詳しい説明を長時間受け協議もいたしました。これまで学校現場では、余りお金のことを考えたことはありませんでした。これだけ膨大で詳細な予算計画、そして総額を目の当たりにして、教育行政を行う長として、改めて職責の重さに身が引き締められました。

私は、校長時代の学校経営の一番初めに、学校経営に当たり、そして教職員に毎年お願いしてきたことがあります。それは、1、子どもが好きな教師。好きだから教師になったはずです。原点です。2、社会人としての教師。子どもにとって親の次に身近な大人が先生です。子ども

の手本となるような大人であってください。時間の厳守、明るい挨拶、整理整頓など、子どもに指導することは、まず我々が実行しなければなりません。3、温かな心を持つ教師。いつも温かいまなざしで子どもたちを見守ってあげてください。いつも子どもたちに寄り添って耳を傾けられる教師であってください。子どもが頑張ろうと思える言葉だけに心がけてください。4、学び続ける教師。先生方は子どもに学べと言います。ならば、自身も学ぶこと。教師は子どもにとって学びの手本でなくてはなりません。また、時代の流れはどんどん加速しています。常に最新の知識や情報を学び続け、教師としても成長し続けなければなりません。5、協働できる教師。子どもたちや保護者も以前と比べて多様化しています。また、我々教師の仕事も、学級担任授業、部活、校務分掌、他の外部団体や地域との関わりなど、多くの仕事を抱えております。さらに、家庭の一員としての役割もあります。そして、私たち職員も1人の人間として、長所もあれば短所もあります。このような中、直面する課題を解決しながら、目指す生徒像に近づけるためには、全職員が協働する仲間、職員集団の存在が不可欠です。チーム美瑛町と胸を張って、全ての職員が言えるよう、そのためのコミュニケーションを常に図ってください。6、プロ意識を持つ教師。できないことを子どものせいにしないこと。保護者のせいにしないこと。子どもたちのできない理由を自分の指導以外に求めた瞬間、教師としての成長がとまります。だとしたら、私たちは教育のプロ失格です。職員室で子どもや保護者の愚痴を言わない職場。どう指導したらうまくいくかという話がたくさんされる職場であり続けてください。そう求めてきました。もちろんお願いする私自身も実直にそう振る舞いが必要があると思ってきました。それは教育長になっても変わりません。今度は町内全ての教師や学校がそうなるようにしたいと考えております。前職の学校教育管理官のときから、各学校の校長、教頭と定期的に面談を重ね、アドバイスや励まし時に指導をしてきました。それは今も続けています。それぞれの学校が校長を中心にワンチームとなり、子どもたちの健やかな成長に向かって質の高い教育を展開できるよう努力してまいります。今後とも皆様方の一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。貴重なお時間を頂き、ありがとうございました。

○議長（野村祐司議員） これで、就任の挨拶を終わります。

---

日程第4 （議案第1号） 美瑛町東部地区コミュニティ施設条例の制定について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第4、（議案第1号）、美瑛町東部地区コミュニティ施設条例の制定についての件を議題といたします。議案第1号について、八木幹男総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

八木委員長。

(総務文教常任委員会委員長 八木 幹男議員 登壇)

○総務文教常任委員会委員長(八木幹男議員) 審査報告をいたします。

(報告書の朗読を省略する)

以上であります。

○議長(野村祐司議員) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第1号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決であります。議案第1号、美瑛町東部地区コミュニティ施設条例の制定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第 5	(認定第1号)	令和6年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	(認定第2号)	令和6年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	(認定第3号)	令和6年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	(認定第4号)	令和6年度美瑛町水道事業会計決算の認定について
日程第 9	(認定第5号)	令和6年度美瑛町公共下水道事業会計決算の認定について
日程第10	(認定第6号)	令和6年度美瑛町水力発電事業会計決算の認定について
日程第11	(認定第7号)	令和6年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第5、(認定第1号)、令和6年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第6、(認定第2号)、令和6年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第7、(認定第3号)、令和6年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第8、(認定第4号)、令和6年度美瑛町水道事業会計決算の認定についての件、日程第9、(認定第5号)、令和6年度美瑛町公共下水道事業

会計決算の認定についての件、日程第10、(認定第6号)、令和6年度美瑛町水力発電事業会計決算の認定についての件及び日程第11、(認定第7号)、令和6年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を一括議題といたします。

認定第1号から認定第7号までについて、保田仁令和7年失礼しました。令和7年度美瑛町議会決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

(「はい」の声)

保田委員長。

(決算審査特別委員会委員長 保田 仁議員 登壇)

○決算審査特別委員会委員長(保田 仁議員) それでは報告をいたします。

(報告書の朗読を省略する)

以上、報告をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。お諮りします。認定第1号から認定第7号までの質疑は一括行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第7号までの質疑は一括に一括行うことに決定をいたしました。

それでは、認定第1号から日程第7号までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第1号から認定第7号までについての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、認定第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで認定第1号についての討論を終わります。

次に、認定第2号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、認定第2号についての討論を終わります。

次に、認定第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、認定第3号についての討論を終わります。

次に、認定第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、日程認定第4号についての討論を終わります。

次に、認定第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、認定第5号についての討論を終わります。

次に、認定第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、認定第6号についての討論を終わります。

次に、認定第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、認定第7号についての討論を終わります。

これから日程第5、認定第1号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。認定第1号、令和6年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、認定第1号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第6、認定、失礼しました。次に、日程第6、認定第2号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。認定第2号、令和6年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、認定第2号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、認定第3号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。認定第3号、令和6年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、認定第3号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、認定第4号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。認定第4号、令和6年度美瑛町水道事業会計決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、認定第4号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、認定第5号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。認定第5号、令和6年度美瑛町公共下水道事業会計決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、認定第5号の件は委員長の報告のとおり、可決されまし

た。

次に、日程第10、認定第6号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。認定第6号、令和6年度美瑛町水力発電事業会計決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、認定第6号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、認定第7号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。認定第7号、令和6年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって認定第7号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第1号 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第2号 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第3号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第12、議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての件、日程第13、議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての件及び日程第14、議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を一括議題といたします。

議案第1号から議案第3号までについて、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) おはようございます。議案第1号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は1頁、改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の1頁から3頁までになります。

今回の美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正は、本年8月の人事院勧告における給与勧告に準拠し、特別職の給与改定を実施するため、本条例の一部を改正するものです。

はじめに議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、附則の前までの改正条文の朗読を省略し、別冊資料によりご説明いたします。資料の1頁になります。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由のとおりですので、ご説明

を省略いたします。

2の改正の概要ですが、民間の支給割合との較差を基に改定するもので、特別職の期末手当を、0.05月分引き上げ、現行の4.6月分 から 4.65月分とするものです。

表につきましては、第1条の改正では、令和7年度においては、期末手当の6月期分はすでに支給済であることから、12月期で現行の支給割合に0.05月分を追加し、12月期の支給割合を100分の235とするものです。第2条の改正では、令和8年度以降にあつては、6月期、12月期ともに支給割合を100分の232.5とするものです。

3の施行期日ですが、第1条の規定は、「公布の日」から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するものです。

2頁及び3頁の新旧対照表のご説明は、省略いたします。資料によるご説明を終わり、議案に戻ります。

議案の1頁の附則からになります。附則。この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。以上で、議案第1号の提案理由のご説明を終わります。

続きまして、議案第2号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は2頁、改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の4頁から6頁までになります。

今回の美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正は、議案第1号と同様に本年8月の人事院勧告における給与勧告に準拠し、教育委員会教育長の給与改定を実施するため、本条例の一部を改正するものです。改正内容につきましても議案第1号と同様に、期末手当において、民間の支給割合との較差を基に期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ、現行の4.6月分 から 4.65月分とするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、附則の前までの改正条文の朗読を省略いたします。

附則からになります。附則。この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

資料による改正内容のご説明は、議案第1号と同様でありますので、省略いたします。以上で、議案第2号の提案理由のご説明を終わります。

続きまして、議案第3号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は3頁から20頁まで、改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の7頁から39頁までになります。

今回の美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正は、議案第1号、議案第2号と同様に、人事院勧告における給与勧告に準拠し、民間給与との較差等に基づき給与改定を実施するため、本条例の一部を改正するものです。

はじめに議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、附則の前までの改正条文の朗読を省略し、別冊資料によりご説明いたします。資料の7頁になります。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由のとおりですので、ご説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、4点の改正内容となっており、1点目の改正は、若年層に重点を置きつつ、民間給与との較差等を基に、給料表の水準を平均改定率で3.3%引き上げるもので、行政職給料表並びに医療職給料表(一)及び(二)の改正となります。

2点目の改正は、期末手当・勤勉手当の改正で、民間との支給較差を基に改定するもので、期末勤勉手当を合わせて0.05月分引き上げ、現行の4.60月分から4.65月分とするものです。

表につきましては、第1条で令和7年度においては、期末勤勉手当の6月期分はすでに支給済であることから、12月期の期末勤勉手当において、現行の支給割合にそれぞれ0.025月分を追加し、12月期の支給割合を期末手当は100分の127.5、勤勉手当は100分の107.5とするものです。また、第2条において、令和8年度以降にあっては、6月期、12月期ともに支給割合を期末手当は100分の126.25、勤勉手当は100分の106.25とするものです。

8頁になります。定年前再任用短時間勤務職員につきましては、期末勤勉手当を合わせて、0.05月分引き上げ、現行の2.40月分から2.45月分とするものです。

表につきましては、第1条で令和7年度においては、期末勤勉手当の6月期分はすでに支給済であることから、12月期の期末勤勉手当において、現行の支給割合にそれぞれ0.025月分を追加し、12月期の支給割合を期末手当は100分の72.5、勤勉手当は100分の52.5とするものです。また、第2条において、令和8年度以降にあっては、6月期、12月期ともに支給割合を期末手当は100分の71.25、勤勉手当は100分の51.25とするものです。

3点目の改正は、自動車等を使用して通勤する職員にかかる通勤手当につきまして、第1条において、現行の10キロメートル以上15キロメートル未満から60キロメートル以上までの距離区分について、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で支給額を引き上げるものです。また、第2条において、これまで5キロメートルごとの距離区分により手当額を定め、上限は60キロメートル以上とされておりましたが、民間の支給状況等を踏まえ、自動車等により通勤することが必要な職員の負担に配慮して、新たな距離区分を創設するもので、上限を100キロメートル以上とし、60キロメートル以上の部分について5キロメートル刻みで新たな距離区分を設けるものです。

9 頁になります。4 点目の改正は、宿日直手当につきまして、対象職員の給与の状況を踏まえ、勤務 1 回に係る支給額を引き上げるものです。3 の施行期日ですが、第 1 条の規定は、公布の日から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。

10 頁から 39 頁までの新旧対照表のご説明は、省略いたします。資料によるご説明を終わり、議案に戻ります。

議案集の 20 頁の附則からになります。附則。施行期日等、第 1 項、この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

以下、附則第 2 項から附則第 4 項までの朗読は、省略いたします。以上で、議案第 3 号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。はじめに、3 案件に関連する事項について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで 3 案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第 1 号について質疑を行います。議案集の 1 頁、改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第 1 号についての件、1 号について質疑を終わります。

次に、議案第 2 号について質疑を行います。議案集の 2 頁、改正条例全文についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第 2 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 3 号について質疑を行います。議案集の 3 頁から 20 頁まで。改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6 番、青田議員。

○6 番（青田知史議員） 6 番、青田でございます。よろしくお願いいたします。議案のですね、議案集の 19 頁、第 2 条の通勤手当について伺います。通勤手当の町内町外ともに、そういう対象者いるかと思うんですが、まずその対象者はどの程度いらっしゃるのかということが、1 点。

また、もう 1 点として、通勤途中に例えば事故があった場合、使用者責任ということですね、民法上は対象になるのかなど。そういう場合もあるものですから、その対象となっている職員の方にどのような交通安全の啓発であるとか、事故防止のための働きかけをなさっているのか、まず伺いたいと思います。

あわせてですね、資料の4頁の宿日直手当で、通常の宿日直手当、それぞれ改正後は平日4,700円、土曜日、5時間以内という風に明記されておりますが、この宿日直手当について、通常という場合にですね、どのような場合にもって一般職員という方が宿日直する場合どのようなケース本町において考えられるのか、以上まず3点について伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) まず通勤手当に関しまして支給対象となっている人数なんですけども、申し訳ありません。今ちょっと把握はしてございません。ただ、金額につきましては、令和6年度一般会計ベースでいきますと、125万円ほどということとなっております。実人数につきましては、申し訳ございません。今ちょっと手元に資料がございませんで、はい。申し訳ございません。

それから通勤に際しての交通安全の部分でございます。この部分につきましては、通勤、それから、通常の業務での公用車の運転、それから使用ですね、個人的な使用の部分ですねそういった部分も含めて、適時ですね、庁議等で各交通安全についてのもので、そういった注意喚起は行って、これまでできております。もし、通勤に関して途中で何かしら事故がございましたら、公務災害の対応、対象ということで対応していくということになります。

それからですね、はい、宿日直手当の部分ですね。これにつきましては、通常はですね、病院の医療職が基本的には、該当するという風に捉えております。ただ一般行政職等であっても、例えばですね、これまであまり例はないんですけども、何かこう災害ですとか、そういった特殊な事情がございましたら、そういった該当になるケースも想定はされます。ただ通常の業務の中ではあまり想定しづらいとこでございまして、主には病院の職員、医療職がメインになるという風に考えてございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。通勤の途中ですね、これからの季節なおのこと、冬場ですね、私も車に乗る機会が多いもんですから、国道ですね道路ツルツルになったりだとか、そういうのをですね、場合によっては何ていうかな、渋滞起きて、遅刻をするだとか、そういうようなこともね、想定されてもしかしたらこれまでもあったかもしれないんです。ただやっぱりですね、心に余裕を持ってとか、気持ちに余裕をもって本当に安全運転でですね、本当に多少遅れてもって、ここでこんなこと言ったら駄目かもしれないんだけど、要は本当に私もいろいろ交通安全指導員の仕事もですねするようになってきた中で、やっぱり見てる中で、やっぱり気持ちに余裕を持って、少し急いでどうしてどうしてもやっぱりこうね、開庁時間とか、仕事に向かうとこある。125万円もかかっている、相当な数の方がですね、やっ

ぱりこう運転されてると思いますので、これから本当冬季間冬道はですね、本当に事故なく、本当にまた来年春迎えたいという風に思いますので気持ちに余裕を持ってですね、遅刻することがあったとしても、例えば車とめてスマホで連絡したら、多少はね、多めに見てあげるとかそういう風な、ちょっとう、大らかなですね、職場環境になっていただきたいなと思っていますんですけども、お考えを伺いたいと思います

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) 通勤に関しての交通安全の部分ですね、今議員ご指摘のとおり、これから冬道になってですね、路面状況等もいろいろと変化してくる時期となってまいります。特にそういった中で、気持ちに余裕を持って通勤をされるというのは非常に重要な部分だという風に思っていますので、もしそういった交通事情ですとか、路面状況も含めてですね、そういった事情がございましたら当然、柔軟にですね、対応してまいるというのは当然のことだという風に思っています。まずは安全第一交通安全というところを優先的にですね、勤務環境ですね整えてまいりたいという風に思っています。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第3号についての質疑を終わります。以上で3案件についての質疑を終わり、終わります。

これから討論及び採決を行います。討論及び採決につきましては、1件ずつ進めてまいります。はじめに、議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町教育委員会教育長

の給与等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、美瑛町職員の給与等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町職員の給与等に給与に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 発議第1号 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正  
について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第15、発議第1号、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

5番、保田仁議員。

(5番 保田 仁君 登壇)

○5番(保田 仁議員) 朗読をもって提案をいたします。

(議案の朗読を省略する)

以上、提案をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第15、発議第1号の件を採決します。発議第1号、美瑛町議会の議員の報

酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、発議第1号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第4号 令和7年度美瑛町一般会計補正予算(第3号)について

日程第17 議案第5号 令和7年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第18 議案第6号 令和7年度美瑛町水道事業会計補正予算(第4号)について

日程第19 議案第7号 令和7年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算(第2号)について

日程第20 議案第8号 令和7年度美瑛町水力発電事業会計補正予算(第1号)について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第16、議案第4号、令和7年度美瑛町一般会計補正予算(第3号)についての件、日程第17、議案第5号、令和7年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第1号)についての件、日程第18、議案第6号、令和7年度美瑛町水道事業会計補正予算(第4号)についての件、日程第19、議案第7号、令和7年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算(第2号)についての件及び日程第20、議案第8号、令和7年度美瑛町水力発電事業会計補正予算(第1号)についての件を一括議題といたします。

これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) 議案第4号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、21頁から26頁までになります。

今回の補正は、給与改定に伴う職員給料及び職員手当の追加などです。

はじめに、議案条文を朗読し、その後、内容をご説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。はじめに、歳出からご説明いたします。25頁になります。歳出。第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費、補正額15万9,000円の追加。人事院勧告に準拠する議員期末手当の改定に伴う議員手当の追加です。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額3,922万7,000円の

追加です。人事院勧告に準拠する給与改定による職員給料、手当の追加及びそれに伴う共済費、負担金の追加です。

第6款農林水産業費、第2項耕地費、第3目基幹水利施設管理費、補正額31万4,000円の追加。人事院勧告に準拠する給与改定による給料、手当の追加及びそれに伴う共済費の追加です。

次に、歳入について、ご説明いたします。23頁になります。歳入。第10款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税、補正額609万7,000円の追加。給与改定に伴う普通交付税の追加です。

第12款分担金及び負担金、第1項負担金、第2目農林水産業費負担金、補正額10万4,000円の追加。給与改定に伴う他町負担金の追加です。

第19款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額3,349万9,000円の追加。令和6年度の繰越金は、1億4,755万9,000円で、今回の追加補正で、繰越金は全額計上となります。

22頁の第1表歳入歳出予算補正についてのご説明は省略いたします。以上で、議案第4号のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 次に、議案第5号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

石崎水道整備室長。

（水道整備室長 石崎 智大君 登壇）

○水道整備室長（石崎智大君） おはようございます。議案第5号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は27頁から32頁になります。

今回の補正の内容は、人事院勧告における給与改定及び期末勤勉手当支給割合変更に伴う人件費の追加をお願いするものでございます。

はじめに、議案条文を朗読し、その後補正内容についてご説明いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集は31頁です。歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、補正額24万3,000円の追加です。人事院勧告における給与改定及び期末勤勉手当支給割合変更に伴う人件費の追加です。

次に、歳入についてご説明いたします。議案集は29頁です。歳入、第4款繰越金、第1項繰越金、補正額24万3,000円の追加です。人事院勧告に伴う人件費増額による、繰越金の追加です。28頁の第1表歳入歳出予算補正予算補正については、説明を省略させていただきます。以上で議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 室長そのままいてください。次に、議案第6号について提案理由の説

明を求めます。

(「はい」の声)

石崎水道整備室長。

○水道整備室長(石崎智大君) 議案第6号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は33頁及び34頁です。

今回の補正の内容は、人事院勧告における給与改定及び期末勤勉手当支給割合変更に伴う人件費の追加をお願いするものでございます。

はじめに、議案条文を朗読し、その後、補正予算、補正内容についてご説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、議案集34頁の補正予算説明によりご説明いたします。収益的支出、支出第1款水道事業費用、第1項営業費用、補正額61万1,000円の追加です。給与改定及び期末手当、勤勉手当支給割合変更に伴う人件費の追加です。以上で議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

○議長(野村祐司議員) 室長そのままいてください。次に、議案第7号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

石崎水道整備室長。

○水道整備室長(石崎智大君) 議案第7号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は35頁、36頁です。

今回の補正の内容は、人事院勧告における給与改定及び期末勤勉手当支給割合変更に伴う人件費の追加をお願いするものでございます。

はじめに、議案条文を朗読し、その後補正内容についてご説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、議案集36頁の補正予算説明によりご説明いたします。収益的支出、支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、補正額52万7,000円の追加です。給与改定及び期末手当、勤勉手当支給割合変更に伴う人件費の追加です。以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

○議長(野村祐司議員) 室長そのままいてください。次に、議案第8号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

石崎水道整備室長。

○水道整備室長(石崎智大君) 議案第8号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は37頁、38頁になります。

今回の補正の内容は、人事院勧告における給与改定及び期末勤勉手当支給割合変更に伴う人件費の追加をお願いするものでございます。

はじめに、議案条文を朗読し、その後補正予算の内容についてご説明申し上げます。

(議案の朗読を省略する)

次に、議案集38頁の補正予算説明によりご説明いたします。収益的支出、支出、第1款電気事業費用、第1項営業費用、補正額19万7,000円の追加です。給与改定及び期末手当、勤勉手当支給割合変更に伴う人件費の追加です。以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これで5案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。はじめに、5案件に関連する事項について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで5案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第4号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第4号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑を行います。議案集の25頁及び26頁。はじめに、はじめに、令和7年、7年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出全款についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

議案集の23頁及び24頁、令和7年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案集の21頁及び22頁。令和7年度美瑛町一般会計補正予算第3号の条文及び第1表歳入歳出予算補正についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第4号についての質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑を許し、行います。議案集の29頁から32頁まで。令和7年度美瑛町白金泉源事業特別会特別、失礼しました。美瑛町白金泉源事業特別事業会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、歳入及び歳出全款についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

議案集の27頁及び28頁、令和7年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算、補正予算(第1号)の条文及び第1表歳入歳出予算補正についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第5号についての質疑を終わります。

議案第6号について質疑を行います。議案、議案集の33頁及び34頁。令和7年度美瑛町水道事業会計補正予算(第4号)の条文及び補正予算説明全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第6号についての質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑を行います。議案集の35頁及び36頁。令和7年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算(第2号)の条文並びに補正予算説明全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで令和、失礼しました。議案第7号についての質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑を行います。議案集の37頁及び38頁。令和7年度美瑛町水力発電事業会計補正予算(第1号)の条文並びに補正予算説明全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第8号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第4号についての討論を終わります。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第5号についての討論を終わります。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第6号についての討論を終わります。

次に、議案第7号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第7号についての討論を終わります。

次に、議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。議案、これで議案第8号についての討論を終わります。

これから日程第16、議案第4号の件を採決します。議案第4号、令和7年度美瑛町一般会計補正予算(第3号)についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第5号の件を採決します。議案第5号、令和7年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第1号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第6号の件を採決します。議案第6号、令和7年度美瑛町水道事業会計補正予算(第4号)についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第7号の件を採決します。議案第7号、令和6年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算第2号についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第8号の件を採決します。議案第8号、令和7年度美瑛町水力発電事業会計補正予算第1号についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第21 報告第1号 専決処分について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第21、報告第1号、専決処分についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

才川文化スポーツ課長。

(文化スポーツ課長 才川 健一君 登壇)

○文化スポーツ課長(才川健一君) 報告第1号専決処分についてご説明申し上げます。議案集は39頁になります。

令和7年第3回臨時会におきまして、請負契約締結の議決を頂きました、スポーツセンターLED化工事につきましては、当初設計に含んでいなかった屋外の照明4基につきまして、当該工事と一体的にLED照明化を実施することによりまして、諸経費や共通費用の圧縮など、施設全体のLED照明化に係る費用の削減効果が見込めるため、設計変更を行い、契約金額が変更となったことから、10月10日に美瑛町長の専決処分事項指定について、第3項の規定により専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により議会へ報告するものです。

それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で報告第1号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

---

## 日程第22 報告第2号 専決処分について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第22、報告第2号、専決処分についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧建設水道課長。

(建設水道課長 今瀧 毅君 登壇)

○建設水道課長(今瀧 毅君) 報告第2号専決処分についてご説明申し上げます。議案集は40頁になります。

令和7年第2回定例会において、請負契約の議決を頂いた旭美瑛線道路改良舗装工事第1工区は、廃棄物処理に係る数量が確定したことに伴い、設計変更を行い、契約金額が変更になったことから、10月14日に美瑛町長の専決処分事項指定について、第3項の規定により専決処分しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により議会へ報告するものです。

それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第2号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。報告第2号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第2号の件は報告を終わります。

---

### 日程第23 報告第3号 専決処分について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第23、報告第3号、専決処分についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧建設水道課長。

(建設水道課長 今瀧 毅君 登壇)

○建設水道課長(今瀧 毅君) 報告第3号専決処分についてご説明申し上げます。議案集は41頁になります。

令和7年第2回定例会において、請負契約の議決を頂いた旭美瑛線道路改良舗装工事第2工区は、石ブロック積み工及び構造物撤去工並びに舗装工などの数値が確定したことに伴い、設計変更を行い、契約金額が減って、金額変更となったことから、10月16日に美瑛町長の専決処分事項指定について、第3項の規定により専決処分しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により議会へ報告するものです。

それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号についてはこれをもって審議を終わりたい、失礼しました。報告第3号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認め、したがって、報告第3号の件は報告を終わります。

---

日程第24 報告第4号 専決処分について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第24、報告第4号、専決処分についての件を議題といたします。  
本件について、地方自治法第117条の規定によって、1番武田信玄議員の退場を求めます。

(1番 武田 信玄議員 退室)

本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧建設水道課長。

(建設水道課長 今瀧 毅君 登壇)

○建設水道課長(今瀧 毅君) 報告第4号専決処分についてご説明申し上げます。議案集は42頁になります。

令和7年第2回定例会において請負契約の議決を頂いた朗根内上俵真布線道路改良舗装工事第1工区は、構造物撤去工の数値が確定したことに伴い、設計変更を行い、契約金額が変更となったことから、10月24日に、美瑛町長の専決処分事項指定について、第3項の規定により専決処分しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により議会報告するものです。

それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号については、失礼しました。報告第4号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認め、したがって、報告第4号の件は報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩宣言(午前10時51分)

(1番 武田 信玄議員 入室)

再開宣言(午前10時51分)

○議長(野村祐司議員) 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

日程第25 報告第5号 専決処分について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第25、報告第5号、専決処分についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 報告第5号につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、43頁になります。

令和7年第3回臨時会において、請負契約の議決をいただいた東部地区コミュニティ施設（仮称）建設工事は、工事数量の確定等に伴い、設計変更を行い、契約金額が変更となったことから、11月5日に、美瑛町長の専決処分事項指定について、第3項の規定により専決処分しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により議会へ報告するものです。

それでは、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、報告第5号のご説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。報告第5号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認め、したがって、報告第5号の件は報告を終わります。

---

閉会宣告

---

○議長（野村祐司議員） これをもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。令和7年第6回美瑛町議会臨時会を閉会いたします。

---

閉会挨拶

---

○議長（野村祐司議員） 閉会ご挨拶を申し上げます。ありがとうございました。本臨時会につ

きましては、各委員から提案案件につきまして審議を願ったところであります。いずれの案件も、町民生活に密接につながりのある重要な案件ばかりでございますが、今後の確実な行政の推進を特にお願いをするところであります。加えまして、インフルエンザが猛威を振るっているそうでありますので、この辺も委員の各位には、健康に特に留意をお願いいたしまして、閉会の挨拶といたします。これにて散会いたします。ご苦労様でした。ありがとうございました。

午前10時54分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和8年1月19日

美瑛町議会 議長 野村 祐司

議員 武田 信玄

議員 谷本 憲一